平成十五年国家公安委員会規則第十二号

施行規則 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律

行規則を次のように定める。 成十五年法律第六十五号)第十四条の規定に基づ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施

律(以下「法」という。) 第六条第二項の申出 付しなければならない。 援助申出書を提出してしなければならない。 (以下「申出」という。) は、別記様式第一号の 前項の援助申出書には、次に掲げる書類を添

票の写し 申出をする者が個人である場合には、 住民

三 現に行っている事業の概要を説明した書類 事項証明書 申出をする者が法人である場合には、 登記

第二条 国家公安委員会は、申出を受けた場合に る援助の措置) (建物錠等の製造又は輸入を業とする者に対す いて、当該申出を相当と認めるときは、当該

申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を

採るものとする。

特定侵入行為の手口に関する情報を提供する の部品(以下「建物錠等」という。)に係る 錠、建物の出入口若しくは窓の戸又はこれら 申出をした者が製造し、又は輸入する建物

果を教示すること。 に基づく特定侵入行為の発生状況の分析の結 建物に侵入して行われる犯罪に関する統計 3

入する建物錠等の防犯性能を向上させるため に適当と認める援助を行うこと。 その他申出をした者がその製造し、又は輸

又は資料の提出を求めることができる。が当該援助に基づいて講じた措置に関する報告 たときは、当該援助を受けた者に対し、その者 国家公安委員会は、前項の援助の措置を採っ

助の措置を採ったときは、当該援助を受けた者 の提出を求めることができる。 定する情報の管理の状況に関する報告又は資料に対し、前項に規定するもののほか、同号に規 国家公安委員会は、第一項第一号に掲げる援

第三条 法第十一条の援助は、建物錠の販売、 付け及び特殊開錠を行う営業を営む者 (錠取扱業者の団体への援助) (以下

> 域を管轄する都道府県公安委員会が、それぞれ 当該錠取扱業者団体が事業を行う都道府県の区 国家公安委員会が、それ以外のものに対しては 府県の区域において事業を行うものに対しては 「錠取扱業者団体」という。)で、二以上の都道 行うものとする。 「錠取扱業者」という。)が組織する団体(以下

2 めるときは、 特定侵入行為の防止を図るため必要があると認 国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、

物錠を販売する相手方に対して当該建物錠の に関する情報を提供すること。 において、建物錠に係る特定侵入行為の手口 防犯性能を正確に説明するために必要な限度 錠取扱業者団体を組織する錠取扱業者が建

いて助言し、又は指導すること。 これを適正に運用するために必要な事項につ 織する錠取扱業者による特定侵入行為の防止 に関する事項を内容とする内部規範を定め、 錠取扱業者団体が当該錠取扱業者団体を組

必要な措置を講ずるよう指導すること。 教示し、同種の事案の再発を防止するために る事案を認知した場合に、当該事案について

兀 のに講師として職員を派遣すること。 の他の会議で特定侵入行為の防止に資するも 団体を組織する錠取扱業者に対する講習会そ

前条第二項の規定は、国家公安委員会又は都 当と認める援助を行うこと。

(立入検査をする職員の身分を示す証明書) 道府県公安委員会が前項の援助の措置を採った 別

る。 は、法第十二条の規定の施行の日から施行す 一日)から施行する。ただし、第四条の規定この規則は、法の施行の日(平成十五年九月

員会規則第二号) 則 (平成一七年三月四日国家公安委

十七年三月七日)から施行する。

(施行期日)

第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法 部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七 離脱した者等の出入国管理に関する特例法の 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を 十九号)の施行の日(平成二十四年七月九日)

次に掲げる援助の措置を採るもの (経過措置)

1

三 法第十条の規定に違反した錠取扱業者に係

その他特定侵入行為の防止を図るために適 錠取扱業者団体が開催する当該錠取扱業者

ときについて準用する。

第四条 法第十二条第三項の証明書の様式は、 記様式第二号のとおりとする。

この規則は、不動産登記法の施行の日 (平成

委員会規則第七号 (平成二四年六月一八日国家公安

から施行する。

第二条 この規則の施行の日前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ 則

員会規則第三号) (令和元年六月二一日国家公安委

(施行期日)

この規則は、令和元年七月一日から施行す

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、 型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の 関する規則、交通事故調査分析センターに関す 捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備 特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営 転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、 する能力を有する法人の指定に関する規則、 る規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定 員に関する規則、暴力追放運動推進センターに る不当な行為の防止等に関する法律の規定に基 する法律施行規則、暴力団員による不当な行為 推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会 型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動 境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び 業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環 る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び 員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係 する規則、不正アクセス行為の再発を防止する 業法施行規則、交通安全活動推進センターに関 講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許 能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る 習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技 づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委 に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関 (経過措置) 、る能力を有する法人の指定に関する規則、自足係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成 防止等に関する法律施行規則、暴力団員によ 国際

行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事 う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施 及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催 の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務 する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に 約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契 助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関害を自ら防止するための警察本部長等による援 を利用して児童を誘引する行為の規制等に関す 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係 等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の 教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の の規則による改正後のこれらの規則に規定する 別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関 決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施 特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会 施する国際テロリストの財産の凍結等に関する 会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実 する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関 規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する 関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収 る法律施行規則、配偶者からの暴力等による被 る法律施行規則、インターネット異性紹介事業 規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為 の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者 様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用 規則に規定する様式による書面については、こ る小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行 する規則及び重要施設の周辺地域の上空におけ する国際テロリストの財産の凍結等に関する特 に関する事務の一部を行わせることができる者 の規定に基づく警察職員の職務等に関する規 特殊開錠用具の所持の禁止等に関す

することができる。 委員会規則第一三号) (令和二年一二月二八日国家公安

(施行期日)

第一条 この規則は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制 | 第二条 この規則による改正前の様式(次項にお ための都道府県公安委員会による援助に関する に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見 いて「旧様式」という。)により使用されて

				企 受理年月日		0.父担告号		
		扱		2) 1	出 出	8		
	おり申し出		E WIL	-MA ORDER	0 (6)(6) 2 4(17)(6)			н
	图象公安	東共会	100		申出人の氏名又			
	(3-93)	543						
+	fig XII							
滋	Œ	所						
A.	(ふりが) 依人にあっ その代責者:	tiż,						
0.0	に関する連	85元						
this,	、又は輸入 建物の出入 の戸又はこ 5種類	口祭し						
96	造又は輸入の	91						
90	たい援助の	18F	連みそ	物に侵入して行	ロに関する情 行われる犯罪に 折の故事の教	関する統計に基	5づく特定性	ξλ:)
\$58	を入行為の手 背解の提供を う当故情報の	受けた						
する間 場合の	を入行為の手 背條の提供を つ当該情報の	受けた						
場合の 法 記載を 1 世	つ当政情報の	管理力 記載しな	n=8					